

習志野市新清掃工場建設事業に対する意見（論点整理）【新旧対照表】

赤：委員意見 緑：複数者からの意見 黒：事務局意見

※旧は、令和7年度第8回千葉県環境影響評価委員会資料（令和8年2月20日開催）。下線部は、変更箇所。

図書： 準備書該当ページ	新	旧
	<p>1 事業特性、地域特性</p> <p>(1) 事業特性</p> <p>2-1 ア 習志野市内で発生する一般廃棄物の処理を行っている習志野市芝園清掃工場（以下「現行施設」という。）の老朽化に伴う建替事業である。【答申前文】</p> <p>2-7 イ 現行施設の稼働前に使用され、現在は敷地内に存置されている旧清掃工場を解体した後、新たな廃棄物焼却施設（以下「本計画施設」という。）等を建設し、本計画施設の稼働後に現行施設を解体する計画である。【答申前文】</p> <p>2-6, 2-38 イ 本計画施設は、1日当たりの処理能力が168トン（84トン×2炉）のストーカ式の焼却施設であり、現行施設の219トンから減少する。【答申前文】</p> <p>(2) 地域特性</p> <p>3-59, 3-135 ア 対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）は、習志野市南部の東京湾に面した埋立地にあり、事業区域から北側約300メートルの位置に環境保全についての配慮が特に必要な施設である大学が存在するほか、北東側約900メートルには住居が密集している。【答申前文】</p>	<p>1 事業特性、地域特性</p> <p>(1) 事業特性</p> <p>ア 習志野市内で発生する一般廃棄物の処理を行っている習志野市芝園清掃工場（以下「現行施設」という。）の老朽化に伴う建替事業である。</p> <p>イ 現行施設の稼働前に使用され、現在は敷地内に存置されている旧清掃工場を解体した後、新たな廃棄物焼却施設（以下「本計画施設」という。）等を建設し、本計画施設の稼働後に現行施設を解体する計画である。</p> <p>イ 本計画施設は、1日当たりの処理能力が168トン（84トン×2炉）のストーカ式の焼却施設であり、現行施設の219トンから減少する。</p> <p>(2) 地域特性</p> <p>ア 対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）は、習志野市南部の東京湾に面した埋立地にあり、事業区域から北側約300メートルの位置に環境保全についての配慮が特に必要な施設である大学が存在するほか、北東側約900メートルには住居が密集している。</p>

図書: 準備書該当ページ	新	旧
7-279～7-282, 7-361	イ 事業区域及び周辺には、周辺の生態系の上位種である チョウゲンボウ（猛禽類）が生息しており、さらに事業区 域内ではその繁殖も確認されている。【答申前文】	イ 事業区域及び周辺には、周辺の生態系の上位種である チョウゲンボウ（猛禽類）が生息しており、さらに事業区 域内ではその繁殖も確認されている。
図書に該当ペ ージなし	2 全般事項 (1) 事業の実施に当たっては、環境保全措置を確実に実施する ことはもとより、利用可能な最良の技術を導入するなど、よ り一層の環境影響の回避又は低減に努めること。(千葉市、 事務局)【答申】	2 全般事項 (1) 事業の実施に当たっては、環境保全措置を確実に実施する ことはもとより、利用可能な最良の技術を導入するなど、よ り一層の環境影響の回避又は低減に努めること。(千葉市、 事務局)
図書に該当ペ ージなし	(2) 解体工事に当たっては、アスベストやダイオキシン類、重 金属等による大気質、水質、土壌等への影響が生じないよう、 事前に適切な対策を検討したうえで実施すること。(千葉市、 事務局)【指導】	(2) 解体工事に当たっては、アスベストやダイオキシン類、重 金属等による大気質、水質、土壌等への影響が生じないよう、 事前に適切な対策を検討したうえで実施すること。(千葉市、 事務局)
	3 環境影響評価の項目、調査・予測・評価の手法及び結果 (1) 大気質	3 環境影響評価の項目、調査・予測・評価の手法及び結果 (1) 大気質
2-25, 2-29, 3-135	<u>ア 事業区域周辺に大学や多くの住居が存在することに十分 留意し、自主基準値を遵守するための運転管理の方法を 明らかにした上で、適切な管理を徹底すること。(千葉市、 事務局)【答申】</u>	事業区域周辺に大学や多くの住居が存在することに十分 留意し、自主基準値を遵守するための運転管理の方法を明ら かにした上で、適切な管理を徹底すること。(千葉市、事務 局)
7-120	<u>イ 煙突の排出口の形状が明らかにされていないが、形状に よってはダウンウォッシュが発生しやすくなることに留 意し、施設の詳細設計を適切に行うこと。(委員、千葉市) 【指導】</u>	(新規追加) ※前回委員会を踏まえ、必要な論点として追加

図書: 準備書該当ページ	新	旧
2-32, 7-219	<p>(2) 悪臭 休炉時に用いる脱臭装置について、その構造、処理方法及び処理能力を明らかにすること。【指導】</p>	<p>(2) 悪臭 休炉時に用いる脱臭装置について、その構造、処理方法及び処理能力を明らかにすること。</p>
7-229, 7-237, 2-241	<p>(3) 土壌 事業区域内において砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物による地下水質に係る環境基準の超過及び土壌汚染対策法に係る基準不適合が確認されていることから、工事の実施に当たっては、地下水及び土壌に含まれる有害物質が周辺に拡散することがないように、環境保全措置を徹底すること。【答申】</p>	<p>(3) 土壌 事業区域内において砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物による地下水質に係る環境基準の超過及び土壌汚染対策法に係る基準不適合が確認されていることから、工事の実施に当たっては、地下水及び土壌に含まれる有害物質が周辺に拡散することがないように、環境保全措置を徹底すること。</p>
7-355, 7-374	<p>(4) 動物及び生態系 ア チョウゲンボウの採餌環境の確保に当たっては、周辺の緑地を有する施設において草地環境の確保や管理方法等を検討するとしているが、事業区域内の緑地の活用も含めて検討すること。(千葉市、事務局)【答申】</p>	<p>(4) 動物及び生態系 ア チョウゲンボウの採餌環境の確保に当たっては、周辺の緑地を有する施設において草地環境の確保や管理方法等を検討するとしているが、事業区域内の緑地の活用も含めて検討すること。(千葉市、事務局)</p>
7-355, 7-373～7-375	<p>イ <u>チョウゲンボウの営巣箇所の消失に対する環境保全措置について、代替巣の設置場所や時期、形状等の検討結果を踏まえて施設の詳細設計を行うなど、適切な営巣環境の創出に努めること。【答申】</u></p>	<p>(新規追加) ※前回委員会を踏まえ、必要な論点として追加</p>

図書: 準備書該当ページ	新	旧
7-404～7-406	<p>(5) 廃棄物</p> <p>ア 建設工事及び解体工事の実施に伴う廃棄物について、分別を徹底し、可能な限り発生量の抑制及び再資源化に努め、最終処分量のより一層の削減を図ること。【答申】</p>	<p>(5) 廃棄物</p> <p>ア 建設工事及び解体工事の実施に伴う廃棄物について、分別を徹底し、可能な限り発生量の抑制及び再資源化に努め、最終処分量のより一層の削減を図ること。</p>
7-404～7-406	<p>イ 解体工事に当たっては、有害性が高く、環境負荷の高いバグフィルター等の廃棄物が発生する場合には、処理方法を明らかにした上で、適正に処理すること。(委員、千葉市)【指導】</p>	<p>イ 解体工事に当たっては、有害性が高く、環境負荷の高いバグフィルター等の廃棄物が発生する場合には、処理方法を明らかにした上で、適正に処理すること。(委員、千葉市)</p>
9-1	<p>4 監視計画</p> <p>チョウゲンボウについて、工事開始から現行施設の解体工事完了までの期間において代替巣利用状況及び繁殖状況を調査するとしているが、解体工事完了後も調査を行うこと。(千葉市、事務局)【答申】</p>	<p>4 監視計画</p> <p>チョウゲンボウについて、工事開始から現行施設の解体工事完了までの期間において代替巣利用状況及び繁殖状況を調査するとしているが、解体工事完了後も調査を行うこと。(千葉市、事務局)</p>
図書に該当ページなし	<p>5 その他</p> <p>(1) 事業の実施に当たっては、関係自治体や周辺住民に対し、積極的に情報提供を行うとともに、丁寧に説明を行うこと。【答申】</p>	<p>5 その他</p> <p>(1) 事業の実施に当たっては、関係自治体や周辺住民に対し、積極的に情報提供を行うとともに、丁寧に説明を行うこと。</p>
9-4	<p>(2) 環境影響評価書及び事後調査結果をインターネットの利用等により公表するに当たっては、印刷を可能にするなどにより、住民等の利便性の向上に努めるとともに、縦覧期間後も継続的な公表に努めること。(千葉市、事務局)【答申】</p>	<p>(2) 環境影響評価書及び事後調査結果をインターネットの利用等により公表するに当たっては、印刷を可能にするなどにより、住民等の利便性の向上に努めるとともに、縦覧期間後も継続的な公表に努めること。(千葉市、事務局)</p>